

標茶町インフラゼロカーボン試行工事 実施要領（令和7年4月改定）

1 目的

「ゼロカーボン北海道」の実現には、すべての業態におけるカーボンニュートラルの取組が不可避であることから、ゼロカーボンシティ宣言をしている本町においても、建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から「ゼロカーボン北海道」に資する工事現場の意欲的な取組について提案を受け、取り組みを実施した場合は、「工事等施工成績評定」で加点評価する。

なお、本試行工事において「ゼロカーボン北海道」に資する取組とは、二酸化炭素の排出削減や吸収等の取組をいう。

3 適用対象

- (1) 令和6年3月1日以降に競争入札または随意契約をする工事
- (2) 令和6年2月29日以前に契約の工事についても、受注者の提案により試行可能
- (3) ただし、(1)と(2)に該当する工事のうち工事等施工成績評定を行わない工事（契約金額200万円以下の工事）は試行工事の対象としないが、「ゼロカーボン北海道」に資する取組を妨げるものではない。

4 評価対象

次のすべての条件を満たす提案について、工事等施工成績評定で加点対象とする。

- ①工事現場内で行う取組（工場制作工事の場合は、工場での取組も対象とする）
- ②次のいずれかの取組
 - ・工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組
 - ・二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組
 - ・二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
- ③発注者が費用を計上していない取組
- ④他の取組などで、工事等施工成績評定（創意工夫、社会性等）で重複して加点評価しない取組
- ⑤工事現場としての実施が確認できる取組
- ⑥工事現場の安全や目的物の性能や耐久性に影響しない取組

5 実施方法

- (1) 適用対象工事は、入札の通知と特記仕様書に「標茶町インフラゼロカーボン試行工事」であることを記載する。（別紙1、別紙2）

- (2) 契約後、受注者が「北海道インフラゼロカーボン試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を所定の計画書（別紙3）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。
- (3) 工事監督員は、(2)の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。
- (4) 受注者は、(3)で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員に「実施状況報告書」（別紙4）を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。
- (6) 工事監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事等施工成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、または(3)の提案がない場合には、加点評価は行わない。（減点は行わない。）

6 その他

- (1) この要領は、標茶町が発注する建設工事に適用する。
- (2) 総合評価落札方式で実施する場合は、二酸化炭素の削減等に関する項目を、技術提案・簡易な施工計画における技術的所見の評価項目として設定しないものとする。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

○一般競争入札の場合

【入札の公告 記載例】

「入札に付する事項」に以下を追記する。

(番号) この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「標茶町インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

○指名競争入札、随意契約の場合

【指名通知等 記載例】

(番号) 標茶町インフラゼロカーボン試行工事について

この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「標茶町インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事のため、次の事項を承知の上、競争入札（または「見積り合せ」）に参加してください。

- 1 受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。
- 2 この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

別紙 2

【特記仕様書 記載例】

標茶町インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「標茶町インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案し取組を実施することができる。

実施要領については、標茶町ホームページで確認すること。

3 試行の実施について

① 受注者が本取組を実施する場合は、実施要領に定める「標茶町インフラゼロカーボン試行工事計画書」を作成し、この計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。

② 工事監督員は、①の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。

③ 受注者は、前項で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。

⑤ 工事監督員は「実施状況報告書」により、②で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事等施工成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。

もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、または、②の提案がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

別紙3（計画書 様式）

標茶町インフラゼロカーボン試行工事 計画書

受注者

工事名

<計画>

取組内容及び期待される効果（最大3件まで※）

（1件目）

（2件目）

（3件目）

※ 工事等施工成績評定での評価は、提案のうち1件以上実施した場合に評価します。

（1件のみ実施の場合と3件実施の場合では、同じ評価点数です。）

・受注者は、この計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出してください。

別紙4 (実施状況報告書 様式)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名			／
項 目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図・写真等)			

※1 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。